様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第１面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年　6月　30日

福井県知事　殿

提出者

住所　福井県福井市文京4丁目23-1

氏名　日華化学株式会社
代表取締役社長　　江守　康昌

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0776-24-0213

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の２第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	日華化学株式会社　鯖江工場
事業場の所在地	福井県鯖江市御幸町1丁目1-1
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	E16　化学工業
②事業の規模	生産量　20,000ｔ
③従業員数	
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1のとおり

(日本産業規格　Ａ列４番)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）
（管理体制図）
ＩＳＯ１４００１（ＥＭＳ）に基づき、グリーン委員会を設置。
廃棄物を含めた環境関係の活動を計画的に毎月１回集まり進捗状況や問題について検討する。

・環境責任者　　工場長
・グリーン委員会メンバー　各活動単位責任者、チームリーダー
・事務局　　環境保全課
・廃棄物処理責任者　環境保全課長：委託業者選定・契約締結、マニフェスト管理等
・廃棄物処理担当者　環境保全課員：廃棄物の分別・保管状況の確認、排出時の立会い
　　電子マニフェスト入力

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（令和6年度年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	
排出量	632.504 t	t

（これまでに実施した取組）
別紙2のとおり

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	
排出量	664.6 t	t

（今後実施する予定の取組）
別紙2のとおり

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

（分別している特別管理産業廃棄物の種類および分別に関する取組）
引火性廃油、有害廃油等の種類毎の分別継続

②計画

（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類および分別に関する取組）
種類毎分別の継続と、新たに発生する廃棄物の分別検討。

別紙1　　④　特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程

生産活動により発生する副生品・廃油・不良品（製品・原料）等を
産業廃棄物処理業者へ委託している。

·有害汚泥
処理業者へ委託。中間処理は焼却、最終処分は埋立て

・有害引火性廃油
処理業者へ委託。中間処理は混合、処理後は原料化

・有害廃酸
処理業者へ委託。中間処理は中和・脱水、処理後は原料化

・有害廃アルカリ
処理業者へ委託。中間処理は中和・脱水、処理後は原料化

・有害廃油
処理業者へ委託。中間処理は混合、処理後は燃料化
処理業者へ委託。中間処理は焼却、処理後は混練原料

·廃油
処理業者へ委託。中間処理は焼却、最終処分は埋立て
処理業者へ委託。中間処理は混合エマルジョン化、処理後は製品、燃料化
処理業者へ委託。中間処理は焼却、処理後は混練原料

・強酸
処理業者へ委託。中間処理は焼却、最終処分は埋立て
処理業者へ委託。中間処理は中和・脱水、処理後は原料化

・強アルカリ
処理業者へ委託。中間処理は中和後焼却、処理後は原料化

別紙2　　令和5年度特別管理産業廃棄物排出量

・特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

	種類	有害汚泥	有害引火性廃油	有害廃酸	有害廃アルカリ	有害廃油	引火性廃油	強酸	強アルカリ	合計
排出量(t)	令和6年度実績	6.31	0.115	1.24	0.653	527.521	91.992	0.005	4.668	632.504
	令和7年度計画	7	0.15	1.5	0.7	550	100	0.2	5.0	664.6

①現状 （実施した取組み）　・廃油等の有償買取できる業者に処理委託し、廃棄物削減を図る。

②計画(今後実施予定の取組)　・製品の特性上特管物が発生するが、廃棄物発生工程を見直し、少しでも削減を図っていく。

・特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

	種類	有害汚泥	有害引火性廃油	有害廃酸	有害廃アルカリ	有害廃油	引火性廃油	強酸	強アルカリ	合計
全処理委託量(t)	令和6年度実績	6.31	0.115	1.240	0.653	527.521	91.992	0.005	4.668	632.504
	令和7年度計画	7	0.15	1.5	0.7	550	100	0.2	5.0	664.6

再生利用業者へ委託　(t)	令和6年度実績	0.01	0.115	1.240	0.653	527.521	90.315	0.005	4.668	624.527
優良認定処理業者へ委託	令和6年度実績	6.30	0.00	0.00	0.00	0.00	1.68	0.00	0.00	8.0

再生利用業者へ委託　(t)	令和7年度計画	0.1	0.15	1.5	0.7	550.0	91.0	0.01	5.0	648.46
優良認定処理業者へ委託	令和7年度計画	6.9	0.00	0.0	0.0	0.0	9.0	0.19	0.0	16.09

①現状 （実施した取組み）　・新たに排出された廃棄物は、出来る限り優良業者又は、再生利用業者へ委託した。

②計画(今後実施予定の取組)　・廃棄物の処理を、今後も継続して優良業者又は、再生利用業者へ委託していく。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（　　年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（　　年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（　　年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（　　年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組）		

<table>
<tr><td rowspan="8"></td><td rowspan="8">②計画</td><td colspan="4">【目標】</td></tr>
<tr><td colspan="2">特別管理産業廃棄物の種類</td><td>別紙2のとおり</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">全処理委託量</td><td>別紙2のとおり　t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>優良認定処理業者への
処　理　委　託　量</td><td>別紙2のとおり　t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>再生利用業者への
処　理　委　託　量</td><td>別紙2のとおり　t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者への
処　理　委　託　量</td><td>0　t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者以外の
熱回収を行う業者への
処　理　委　託　量</td><td>0　t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="4">（今後実施する予定の取組）</td></tr>
<tr><td colspan="2">電子情報処理組織の
使用に関する事項</td><td colspan="4">【前年度（　令和６年度）実績】
特別管理産業廃棄物
排　　出　　量
（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）　632.504　t
（今後実施する予定の取組）
すでに電子マニフェストで運用している。</td></tr>
<tr><td colspan="2">※事務処理欄</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

備考

１　前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに１枚作成すること。

２　当該年度の６月30日までに提出すること。

３　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

４　「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標および取組を記入すること。

５　「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。

６　「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第６条の14第２号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量および認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

７　「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第２条の４第５号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トンを超える者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第８条の31の４に該当するときは、その旨および理由を含む。）について記入すること。

８　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が３以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

９　※欄は記入しないこと。